写

議案第五十四号

三朝町農業共済条例の廃止について

三朝町農業共済条例を廃止することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和六十年三月二十八日

三朝町長　松村喬成

昭和六拾年参月廿八日　原案可決

三朝町議会議長　名越典由

三朝町条例第　　号

三朝町農業共済条例を廃止する条例

三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、昭和六十年五月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際、現に三朝町農業共済条例（昭和三十九年三朝町条例第十一号。以下「旧条例」という。）に基づいて存する春蚕繭についての蚕繭共済及びなしについての果樹共済に係る共済関係については、旧条例は、当該果樹共済及び蚕繭共済に係る共済責任期間の満了する日までは、その効力を有する。